第二百十五条に次の一項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百三十二条に次の一項を加える。

8　第一項及び第二項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についてのこれらの規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百三十五条に次の一項を加える。

9　第六項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百四十七条第一項中「あった債権」の下に「、共助対象外国租税の請求権」を加える。

第二百五十三条第一項中「罰金等」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第七十六条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「請求権」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）の請求権を除く。）」を加える。

第二十四条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第六号に掲げる処分」を、「更生債権者等」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

六　外国租税滞納処分（共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）をいう。）で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

第二十四条第二項中「よる処分（共益債権」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加え、同条第五項中「手続」の下に「、同項第六号の規定により中止した同号に規定する外国租税滞納処分」を加える。

第二十五条第一項中「前条第一項第二号」の下に「若しくは第六号」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「強制執行等」の下に「、同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加え、同条第二項中「強制執行等」の下に「、同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加え、同条第三項第一号中「の手続」の下に「及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加える。

第二十七条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項第六号に規定する外国租税滞納処分又は同条第二項」に改める。

第四十七条第七項中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第五十条第一項中「若しくは企業担保権の実行」を「、企業担保権の実行若しくは同項第六号に規定する外国租税滞納処分」に、「同号」を「同項第二号」に、「及び企業担保権の実行手続」を「、企業担保権の実行手続及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分」に改め、同条第五項中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加え、同項第一号中「又は企業担保権の実行手続」を「、企業担保権の実行手続又は同項第六号に規定する外国租税滞納処分」に改める。

第八十七条第三項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第百三十二条第三項に後段として次のように加える。

共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき更生会社の財産に対し国税滞納処分の例によってする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

第百三十三条第三項に後段として次のように加える。

共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき更生会社の財産に対してされている国税滞納処分の例によってする処分の取消しについても、同様とする。

第百三十四条第三項に後段として次のように加える。

開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく更生会社の財産に対する国税滞納処分の例によってする処分についても、同様とする。

第百三十五条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって更生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第百六十四条第二項において同じ。）を得なければならない。

第百四十二条中「内容」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第百六十四条第二項中「原因」の下に「（共助対象外国租税の請求権にあっては、共助実施決定）」を加える。

第百六十八条第四項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第百六十九条に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権については、その権利に影響を及ぼす定めをする場合においても、徴収の権限を有する者の意見を聴けば足りる。

第二百四条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「請求権の」を「請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）の」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百五条に次の一項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百七条中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第二百八条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条中「及び同法」を「並びに同法」に改め、「基づく強制執行等の手続」の下に「及び同項第五号に規定する再生債権に基づく外国租税滞納処分」を、「実行手続」の下に「、同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加え、同条ただし書中「手続」の下に「又は処分」を加える。

第二百四十九条第一項中「第九十七条」を「第九十七条第一号」に改める。

（破産法の一部改正）

第七十七条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第六号に掲げる処分」を、「債権者」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

六　債務者の財産に対して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第百三条第五項及び第二百五十三条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分（以下「外国租税滞納処分」という。）で、破産債権等に基づくもの

第二十四条第三項中「手続」の下に「又は外国租税滞納処分」を加える。

第二十五条第一項中「前条第一項第一号」の下に「又は第六号」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「の手続」の下に「及び外国租税滞納処分」を加え、同条第五項中「手続」の下に「又は外国租税滞納処分」を加える。